

国登録有形文化財大將軍湯解体復原工事及び関連工事並びに
実施設計・工事監理業務
事業者選定プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

泉佐野市

目次

1. 実施要領の位置付け	2
2. 本業務の目的	2
3. 本プロポーザルの概要	2
4. 業務規模（概算額）	4
5. 事業者選定スケジュール	5
6. 参加資格	5
7. 実施要領等の配布	7
8. 質問の受付及び回答	7
9. 参加申込書等の提出	7
10. 現地確認の受付	7
11. 技術提案書等留意事項	8
12. 選考方法	10
13. 契約の締結	13
14. 失格条項等	13
15. その他留意事項	13
16. 問い合わせ先	14

1. 実施要領の位置付け

本実施要領は、国登録有形文化財大將軍湯解体復原工事及び関連工事並びに実施設計・工事監理業務（以下「本業務」という。）の円滑な実施に資する業務手法として、本業務の施工等を実施する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により募集及び選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 本業務の目的

大將軍湯は泉佐野市（以下「本市」という。）に残る銭湯建築である。大將軍湯の位置する佐野町場は、江戸時代、北前船交易により豪商となった食野家・唐金家の船主集落として栄え、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財にも指定されている場所であり、廻船業の隆盛に伴い銭湯文化も発展していった。大將軍湯は昭和初期の建築で、同じく日本遺産「北前船」の構成文化財に指定されており、当該地域に残る伝統的な建築物として、また当時の銭湯建築の姿を今に残す貴重な遺構であり、国の登録有形文化財（建造物）に登録されている。

大將軍湯は平成29年に廃業後、翌30年に本市が当時の所有者より寄贈を受け、敷地を公有化し、管理を行っている。

本業務について、大將軍湯の廃業後、かねてより住民要望が多く、また、本市は関西国際空港に面していることから、インバウンド需要の高まりに伴い、佐野町場を訪問する外国人観光客の増加もあり、当初は銭湯建築を活用した町場コミュニティの場として検討したが、最終的に宿泊するインバウンド客の増加を加味し、大將軍湯を銭湯として再生することを目的に変更した。そのために、本市では令和2年度に策定した『登録有形文化財大將軍湯保存活用計画書』（以下「計画書」という。）の内容を改訂するとともに、当初通り令和3年度に基本設計を実施したが、令和6年度に活用設計、令和7年度に活用のための実施設計（Ⅰ）を行った。令和8年度からは詳細な内容としての実施設計（Ⅱ）を行う予定である。

本業務において、大將軍湯の文化財的価値を継承・向上させつつ、かつ建物自体の耐震性・機能性・安全性・防災性を有するように、大將軍湯を半解体し、実施設計を行った上、現行法令に適応させたのち復原し、銭湯として再生するための復原工事を補助金を得て実施する予定である。

3. 本プロポーザルの概要

（１）業務名称 国登録有形文化財大將軍湯解体復原工事及び関連工事並びに実施設計・工事監理業務

（２）業務内容

本プロポーザルの対象とする業務内容は、国登録有形文化財大將軍湯解体復原工事及び関連工事並びに実施設計・工事監理業務事業者選定プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）に示す、大將軍湯解体工事、実施設計、大將軍湯復原工事及び関連工事、工事監理業務に係る以下の業務を実施するための技術提案とする。

【解体工事】

- ア 大將軍湯の解体工事及び解体部材の移動・保管
- イ アの関連工事

【実施設計】

- ウ 解体調査・部材調査協力、構成部材調書作成
- エ 実施設計内容への技術提案の検討他

【復原工事及び関連工事】

- オ 大將軍湯の復原工事
- カ 銭湯建築としての利活用上有効と考えられる付加価値を持たせる工事等
- キ その他オ、カの関連工事

【工事監理業務】

- ク 大將軍湯の解体工事、復原工事及び関連工事にかかる工事監理業務

(3) 業務予定

本市は、本プロポーザルにより選定された事業者（以下「優先交渉権者」という。）と、以下の契約を締結して実施する。

- ① 解体工事（(2)のアイ） 令和8年11月～令和9年3月中旬（令和8年度）
- ② 実施設計（(2)のウエ） 令和8年11月～令和9年3月中旬（令和8年度）
- ③ 復原工事及び関連工事（予定）

令和 9年4月～令和10年 3月末（令和 9年度）

令和10年4月～令和10年10月末（令和10年度）

- ④ 工事監理業務（(2)のク）

※上記①から④の業務全体の設計見積を作成し、価格提案書（全体）に添付すること。

※業務予定期間は、本市の見込みであり、工事の品質管理と安全管理を満たした上で可能な限り業務期間を短縮するものとする。なお、本業務は観光拠点整備事業（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業）による国庫補助事業として行う予定である。

※文化庁の指導等に伴い、スケジュールの変更が生じる可能性がある。

※用地については、隣接敷地を借用もしくは購入し、拡張することで、建築基準法（昭和25年法律第201号）の法令について、大阪府の建築審査会の許可を得ることになっている。

※事業実施に際し、泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会等の助言を必ず得るようにすること。

(4) 全体スケジュール（予定）

項 目	日 程
優先交渉権者決定	令和8年11月中旬
解体工事、実施設計・工事監理業務契約締結	令和8年11月下旬
解体工事完了	令和9年3月中旬
実施設計完了	令和9年3月中旬
復原工事及び関連工事、工事監理業務契約締結	令和9年4月1日
復原工事及び関連工事、工事監理業務完了	令和10年10月末

4. 業務規模（概算額）

（1）提案限度額（金額は税込み）

	令和8年度
解体工事（3（2）のアイ）	36,465,000円
実施設計（3（2）のウエ）	13,285,000円
復原工事及び関連工事（3（2）のオ～キ）	—
工事監理業務（3（2）のク）	1,565,000円
合計	51,315,000円

※復原工事及び関連工事、工事監理業務は令和9年度、10年度予定分を含めて
310,200,000円（消費税および地方消費税を含む。うち、令和8年度は
51,315,000円）。

※金額は現段階の概算工事費。

（2）令和8年度予定額

① 解体工事費

重要文化財保存整備事業

⑦商工費 （1）商工費 3観光費 工事請負費 施設改修工事費

登録有形文化財大將軍湯保存修復工事 36,465千円

② 実施設計・工事監理業務

重要文化財保存整備事業

⑦商工費 （1）商工費 3観光費 委託料 工事監理業務委託料

大將軍湯保存修復工事監理業務・実施設計業務委託料 14,850千円

（3）前金払・部分払

解体工事及び実施設計は、前金払の対象となる。復原工事及び関連工事は、各年度契約時に前金払及び部分払の対象となる。

5. 事業者選定スケジュール

項 目		日 程
実施要領公表・公募開始		令和8年9月28日（月）
大將軍湯現地確認日		令和8年10月1日（木）、5日（月）、6日（火）
技術提案書に係る質疑書	受付	令和8年10月16日（金）午後3時まで
	回答	令和8年10月21日（水）予定
技術提案書等の提出期限		令和8年10月26日（月）午後3時まで
第一次審査		令和8年10月30日（金）予定
第一次審査結果通知		令和8年11月上旬
第二次審査		令和8年11月中旬
第二次審査結果通知・優先交渉権者決定		令和8年11月中旬

6. 参加資格

（1）プロポーザル参加者の構成等

- ① プロポーザル参加者は、単体企業であること。
- ② 自社の構成員以外の者を「大將軍湯解体復原工事及び関連工事特記仕様書 5. 資格要件等」に規定する大工棟梁として配置する場合は、その大工棟梁が所属する業者名を協力会社（1次下請に限る）として、協力会社概要書に明記すること。

（2）プロポーザル参加者の参加要件

プロポーザル参加者は、令和8年9月28日（以下「基準日」という。）現在において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ① 泉佐野市入札参加資格登録業者名簿への登録の有無は問わないが、登録が無い者は、次に掲げる書類の提出をすること。

なお、過去10ヵ年において、本市での国、大阪府、本市が指定した文化財建造物または歴史的建造物で木造建築物の復原、再築、保存、修理の建築設計及び工事の契約履行実績（現在継続中も含む）がある場合は提出を求めない。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- ② 個人にあつては、身分（元）証明書及び登記されていないことの証明書
- ③ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤ 市税に滞納がない証明書（法人及び個人）
- ② 建築一式工事に係る有効な経営事項審査結果通知を受けていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。

- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑦ 泉佐野市入札参加資格停止要綱による指名停止又は指名回避措置を受けていないこと。
- ⑧ 法人及びその役員等が、泉佐野市暴力団排除条例（平成 25 年泉佐野市条例第 28 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく、建築工事業及び解体工事業における特定建設業許可を受けていること。
- ⑩ 基準日現在、直近の建築一式工事に係る経営事項審査総合評定値が 700 点以上であること。
- ⑪ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑫ 本業務を遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑬ 本業務に関する知識、技術、ノウハウや、関連業務についての知見及び実績を有し、かつ、業務の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- ⑭ 過去 10 年間に完了した国、都道府県、区市町村が指定した文化財建造物または歴史的建造物で木造建築物の復原、再築、保存、修理の建築設計及び工事の契約履行実績（現在継続中も含む）を有すること（構造、設備のみは不可）。

（３）解体工事及び復原工事に配置する監理技術者に関する各要件（①～③のすべてを満たすこと）

- ① １級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。
- ② 常勤の自社社員で基準日前 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
- ③ 本工事に専任で配置できること（本業務の実施設計との兼務は可能）。

（４）実施設計に配置する責任者に関する各要件（①②の両方を満たすこと）

- ① １級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有していること。
- ② 常勤の自社社員で基準日前 3 ヶ月以上の雇用関係があること。

（５）その他要件

- ① 大工棟梁は、解体工事から復原工事まで同一の者が担当すること。
- ② 大工棟梁は、国、都道府県、市区町村が指定した文化財建造物または歴史的建造物（木造建築物に限る）の復原、修理等（構造、設備のみは不可）の工事の契約履行実績（現在継続中のものも含む）を有すること。
- ③ 大工棟梁が自社社員の場合、工事における監理技術者との兼任は可能とする。

7. 実施要領等の配布

- （１）配布開始：令和 8 年 9 月 28 日（月）
- （２）配布場所：泉佐野市ホームページからダウンロード。

8. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年10月16日（金）午後3時まで
- (2) 提出方法：質問書（様式第5号）により、電子メールで提出すること。
なお、電話により受信確認を行うこと。
- (3) 回答方法：提出者に対して電子メールで回答する。

9. 参加申込書等の提出

技術提案書等の作成にあたっては、要求水準書を参照のうえ、原本を提出する。

- (1) 提出期限 令和8年10月26日（月）午後3時必着
- (2) 提出書類
 - ①参加申込書（様式第1号） 1部
 - ②会社概要調書（様式第2号）（特定建設業の許可番号等が確認できる書類を添付） 1部
 - ③参加要件に関する誓約書（様式第3号） 1部
 - ④技術提案書提出届（様式第6号） 7部
 - ⑤会社経歴書、施工実績表（様式第7号） 7部
 - ⑥主任・監理技術者の経歴及び実績等調書（様式第8号） 7部
 - ⑦協力会社概要書（様式第9号） 7部
 - ⑧工程表（様式第10号） 7部
 - ⑨取組体制、全体フロー及び計画（様式第11号） 7部
 - ⑩本事業への配慮（様式第12号） 7部
 - ⑪課題に対する提案（様式第13号） 7部（文化財の復原についての提案）
 - ⑫課題に対する提案（様式第14号） 7部（銭湯についての提案）
 - ⑬課題に対する提案（様式第15号） 7部（建築審査会対応）
 - ⑭価格提案書（令和8年度分、全体）（様式第16号） 7部
 - ⑮内訳書（令和8年度分、全体）（様式任意） 7部
- (3) 提出方法：持参または郵送（提出期限内必着）による。
- (4) 提出場所：泉佐野市 生活産業部 文化財課事務所（旧朝日湯内）

10. 現地確認の受付

事業者は、本事業における技術提案書作成に向けて、大將軍湯（泉佐野市本町4733-2）の現況を確認することができる。

- (1) 確認日：令和8年10月1日（木）、5日（月）、6日（火）
- (2) 提出場所：泉佐野市 生活産業部 文化財課事務所（旧朝日湯内）
- (3) 提出書類：現地確認申込書（様式第4号） 1部
- (4) 提出方法：希望する場合は、3日前までに「16 問い合わせ先」に連絡し、日程調整を行ったうえで、電子メールにて現地確認申込書を送付すること。

11. 技術提案書等留意事項

(1) 提出書類のサイズについて

技術提案書（様式第6号、第13号～第15号）は、A3横書き片面とし、A4版縦の大きさに折り込むこと。また、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする（図中及び注釈は除く）。

(2) 会社概要調書、施工実績調書（様式第7号）

書式左側に過去10年に完了した国、都道府県、区市町村が指定（登録）した文化財建築物または歴史的建造物で、木造建築物の解体（復原を前提としたもの）、復原、再築、保存（補強を含む）、修理の施工実績を最大4件記載し、右側に件名を記載し、業務を進めるにあたり特に配慮した点、苦労したこととその解決方法について記載すること。

(3) 主任・監理技術者の経歴及び実績等調書（様式第8号）について

経歴及び業務実績（最大3件）を記載すること。

(4) 協力会社調書（様式第9号）について

① 協力会社について記載すること。

② 大將軍湯の銭湯は、当時の佐野町場の銭湯様式を残す貴重な遺構のため、再生にあたっては、関西のレトロ銭湯様式に知見があり、またはレトロ銭湯の施工実績がある事業者の協力を必ず得ること。

(5) 工程表（様式第10号）について

工程表（様式第10号）に解体工事のスケジュールを記載すること。

また、工事に伴う官公庁への申請手続きは施工者が行い、費用についても施工者の負担となる。

なお、本業務における関係機関等との手続きは、以下の内容を想定している（詳細及び現時点での本市の想定は、資料「事業全体工程表」を参照のこと）。

- ・ 本体再築のための建築審査会の同意（建築基準法第3条第1項関連）
 - ・ なお、大將軍湯は、泉佐野市歴史的建築物の保存および活用に関する条例（令和3年泉佐野市条例第17号）に基づく法適用除外が可能な「保存建築物」として登録する予定である。
 - ・ 大阪府建築審査会 令和9年1月開催予定
- ・ 銭湯施設としての利活用上有効と考えられる付加価値を持たせる工事の確認申請
- ・ 現状変更手続き（登録有形文化財）
- ・ 文化庁補助金関係
- ・ 泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会

(6) 取組体制、全体フロー及び計画（様式第11号）について

本業務を実施するにあたっての「実施方針」、「取組体制」、「全体フロー及び計画」等を記載すること。

(7) 本業務への配慮（様式第12号）について

解体工事、実施設計、復原工事それぞれにおいて特に配慮する事項を記載すること。なお、各業務を説明する資料として、それぞれA3（書式自由）1枚（合計3枚）を添付してもよい。

(8) 課題に対する提案について

① 文化財の復原についての提案（様式第13号）

- ・解体工事や復原工事の手順や手法等に関する提案・工夫、正面唐破風等のファザードを保全しながら工事を進める方法に関する提案、復原工事を見据え解体工事時に痕跡を見落とさないための工夫等、文化財として保全するための提案・工夫等、文化財建造物の解体復原で取り組むことのできる提案や工夫を記載すること。
- ・提案内容については、業務実施方針（様式任意）に記載すること。
- ・提案にあたり、計画書等を熟読したうえで提案すること。
- ・大將軍湯の文化財的価値をより高める工事内容について提案すること。
- ・大將軍湯の文化財的価値を損なうことのない提案を行うこと。
- ・大將軍湯は建築基準法上の既存不適格建築物であるため、法令遵守を目的とし、現状の敷地の隣接地を市において貸借することを予定している。そのため、大將軍湯の曳家を実施することを前提とした提案を行うこと。

② 銭湯についての提案（様式第14号）

- ・大將軍湯の銭湯は、当時の佐野町場の銭湯様式を残す貴重な遺構のため、再生にあたっては、関西のレトロ銭湯様式に知見があり、またはレトロ銭湯の施工実績がある事業者の協力を得たうえで提案を行うこと。
- ・大將軍湯を銭湯として再生するにあたり、男女それぞれでサウナを設置する提案を行うこと。

③ 建築基準法第三条に基づく建築審査会への対応について

- ・提案内容については、課題に対する提案（建築基準法第三条に基づく建築審査会対応）（様式第15号）に記載すること。
- ・安全のための措置（耐震、防火等）の工夫について記載すること。
- ・防犯のための措置の工夫について記載すること。
- ・文化財のための緩和措置について記載すること。
- ・その他、建築審査会への対応のために工夫する内容について記載すること。

(9) 価格提案書について（様式第16号）

各費用の根拠が分かる見積明細書を添付すること。

【積算条件】

- ・現在使用している構造部材については、可能な限り使用できるものとして検討すること。
- ・建築設備機器類については、要求水準書内の想定される建築設備概要に基づき検討すること。

- ・耐震補強ならびに耐火性能の性能目標については、大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第4号）に基づく安全確保水準以上とする。

12. 選考方法

国登録有形文化財大將軍湯解体復原工事及び関連工事並びに実施設計・工事監理業務事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査を行い、優先交渉権者を選定する。

（1）審査について

参加者から提出された技術提案書等について下記の二つの審査を行い、最も優れた評価を得たものを優先交渉権者とし、次点の交渉権者も選定する。

評価点数の合計が同点となった場合は、提案価格が安価な金額を提示した提案者を上位とする。

また、審査を行った結果、総合評価の合計が6割を超える事業者がいない場合には、優先交渉権者を選定しない。

なお、プロポーザルの参加者が一者のみの場合、価格評価点を除き最低基準点を下回った場合は優先交渉権者を選定しない。

①第一次審査：技術提案書等による書類審査

参加資格を満たすと判断された事業者について、第一次審査として技術提案書等による書類審査を行う。

②第二次審査：技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングによる審査

第一次審査点の高い順に上位3事業者までを対象とし、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。第二次審査の対象となった事業者は、別途通知する。通知後、前日までにプレゼンテーション出席者申込書（様式第17号）を電子メールにて提出すること。

①日 程 令和8年11月中旬頃（予定） 1社60分間

②場 所 泉佐野市役所（日時・場所等の詳細は別途通知する）

③選 定 者 審査委員会委員

④時間配分 プレゼンテーションを40分以内とし、残りの時間をヒアリング時間とする。

⑤内 容 事前に提出した技術提案書に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング

⑥留意事項

- ・当日の出席者は3名以内とする。
- ・配布資料は事前に提出されている技術提案書のみとする（改めて用意する必要はない）。
- ・プレゼンテーションの方法は、提案者の自由とするが、機材を使用する場合は、プレゼンテーション出席者申込書提出時に連絡すること。なお本市で用意できる機材については、プロジェクター及びスクリーンのみである。PCは参加事業者において用意すること。プロジェクターとの接続はVGAケーブルのみとなる。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・提案説明及び質疑応答内容は記録する。

(2) 審査結果について

審査結果は参加された全事業者に別途通知する。

(3) 技術提案評価票

プロポーザルの審査は、下記の審査基準に基づき行うものとする。

技術提案評価票(総括票)

第一次審査	評価項目			配点	評点
	1. 事業者の実績等		・会社経歴施工実績 ・主任・監理技術者の経歴及び実績 ・協力会社概要（ある場合）	10	
	2. 事業実施方針		・工程表 ・取組体制、全体フロー及び計画 ・本事業への配慮（解体復原工事及び関連工事、実施設計・工事監理業務）	10	
	3. 課題に対する提案	文化財の復原についての提案	・解体工事や復原工事への提案 ・サウナ棟・機械室等への仮設計画に関する提案 ・文化財として保全するための提案・工夫等 ・その他	30	
		銭湯についての提案	・銭湯として利活用するための手法 ・昭和初期の銭湯としての提案 ・その他		
		建築基準法第三条に基づく建築審査会対応	・安全（耐震、防火等）の措置 ・文化財のための緩和措置 ・防犯の措置 ・その他工夫すること		
	技術評価点			50	(A)
	価格評価	価格評価点※		30	(B)
	第一次審査点			80	(C=A+B)
	第二次審査	・プレゼンテーション ・ヒアリング		・技術提案書に係るプレゼンテーション ・技術提案書に係るヒアリング	20
第二次審査点			20		
総合評価（合計）点				100	(E=C+D)

※『登録有形文化財大將軍湯保存活用計画書 改訂版』に基づいた内容とする。HPよりダウンロード可能です。

※価格評価点は、見積書の価格をもとに、以下の式により算出する。

価格評価点 = $30 \times (\text{参加申込者の最低見積価格} \div \text{審査対象者見積価格})$

13. 契約の締結

「12. 選考方法」により本業務の優先交渉権者として選定された事業者は、本市と協議の上、速やかに契約締結の協議に移行する。

なお、契約締結が不調となった場合やその他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は本市から指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の交渉権者と契約の交渉を行う。

14. 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示した内容に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (6) 契約上限額を上回る見積書を提出した場合
- (7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

15. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (7) 本実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には泉佐野市ホームページに掲載し、プロポーザル参加者に連絡する。
- (8) 配置予定の管理技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとする。
- (9) プロポーザル参加者は作成する資料及び発注者から提供を受けた関連資料を当該業務以外に使用しないこと。
- (10) プロポーザル参加者は、業務の処理上知り得た秘密（個人情報、会社等の経営状況等不利益となる情報等）を他人に漏らしてはならない。
- (11) 令和9年度以降の契約は、それぞれの契約前年度の履行が業務提案書の通り、良好と認められること、かつ当該業務に係る予算が成立されることを条件としたうえで、単年度ごとの随意契約を締結する予定とする。

16. 問い合わせ先

〒598-0056 大阪府泉佐野市元町 4-5 旧朝日湯内
泉佐野市 生活産業部 文化財課

担 当：家治

電話番号：072-447-6766 F A X：072-469-0577

Eメール：bunkazai@city.izumisano.lg.jp

以上